

香川労働局発表
令和6年10月29日

香川労働局労働基準部 監督課
課長 小林 弦太
専門監督官 植田 泰明
(直通電話) 087(811)8918
(夜間電話) 087(811)8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

報道関係者 各位

島の医療を守るため、診療時間内の受診を呼びかけます

診療時間外の軽症患者の受診を削減するため、初めて5者共同で啓発

香川労働局は、香川県、土庄町、小豆島町、小豆島中央病院とともに、各町民にチラシを配布し、診療時間内の受診協力と救急電話相談の活用について呼びかけを行います。

小豆島中央病院は小豆医療圏で唯一の二次救急医療（入院治療を必要とする救急医療を担う医療）の役割を担っている医療機関ですが、診療時間外に緊急性のない患者さんが受診することが多い状況となっております。

これらの状況は、医師や看護師などの医療機関で働くスタッフの負担を増やすことにつながり、緊急度の高い患者さんへの対応が遅れる可能性も懸念されています。

昨年度から、土庄町や小豆島町の広報誌への掲載など様々な方法を通じて、診療時間内の受診等と呼びかけてきており、今回、初めて関係者が共同で、診療時間内の受診への協力について一層呼びかけを行うものです。

日時：令和6年11月5日（火）11:00～（1～2時間程度）

場所（五十音順）：

マルナカ 内海店

マルナカ 新土庄店

マルヨシセンター 内海店

マルヨシセンター 土庄店

ご取材は、マルヨシセンター内海店でお願いします。

当日取材の場合、11月1日（金）17:15までに上記担当にご連絡いただければ幸いです。

本件は、香川県から県政記者クラブ、香川労働局から高松サポート記者クラブ、小豆島町・土庄町・小豆島中央病院から小豆島記者クラブ等にそれぞれプレスリリースを行っています。

【参考】

- ・本年4月1日から、医師についても、働き過ぎを防ぐことで、働く医師の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が始まりました。
- ・毎年11月は、過労死等防止対策推進法に基づく「過労死等防止啓発月間」であり、本年11月1日で同法施行10周年です。
- ・医療の質と安全の確保や持続可能な医療提供体制の維持のため、医師が健康に働き続けられる環境を整備し、医師の長時間労働によって支えられてきた日本の医療の現状を変える「医師の働き方改革」が必要となっております。